

## 岐阜県住宅宿泊事業条例(仮称)の骨子案

### 条例制定の背景

住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者の「業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進する」ことを目的とした住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)が平成30年6月15日から施行されます。これにより、都道府県知事等に届出をすれば、年間180日を上限に、住宅で宿泊事業を営むことができるようになります。

そこで、岐阜県では、住宅宿泊事業法の趣旨を踏まえ、所要の条例を制定します。

### 条例の骨子案

#### 1 条例制定の目的

住宅宿泊事業法の趣旨を踏まえ、県の責務を明らかにするとともに、事業者の遵守事項等、住宅宿泊事業にかかる事項について調査審議等を行う審議会の設置、その他の必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの方々の来訪及び滞在を促進し、もって県民生活の安定向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的に条例を制定します。

#### 2 県の責務

県は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保しつつ、観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応するための次の施策を推進します。

- 県民並びに住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者(以下「住宅宿泊事業者等」という。)が法の趣旨・内容についての的確に理解するための取組を講じること。
- 市町村等関係団体との連携・協力体制を確保すること。
- 県民からの苦情及び住宅宿泊事業者等からの問い合わせ等に対応するための相談体制を整備すること。
- 健全な住宅宿泊事業者等の育成のための取組を推進すること。

#### 3 事業者の遵守事項等

住宅宿泊事業法及び同法施行要領(ガイドライン)の規定を踏まえ、以下のとおり事業者が遵守すべき事項等を定めます。

##### (1) 宿泊者の衛生の確保(法第5条関係)

住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、次の基準を遵守しなければならない。

- 設備や備品等は、清潔に保つこと。

- 寝具のシーツ、カバー等は、宿泊者が入れ替わるごとに洗濯したものと取り替えること。
- 循環式浴槽や加湿器を備え付けている場合は、宿泊者が入れ替わるごとに、浴槽の湯を抜き、加湿器の水を交換し、汚れやぬめりが生じないように洗浄すること。

## (2) 宿泊者の安全の確保（法第6条関係）

- 住宅宿泊事業を営もうとする者は、消防法令や市町村の火災予防条例に基づく規制の有無等について、届出の前に建物の所在地を管轄する消防署等に確認すること。
- 消防法令適合通知書を届出時にあわせて提出すること。

## (3) 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保（法第7条関係）

- 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、外国人宿泊者に対し、外国語を用いた設備の使用方法や災害発生時の通報連絡先に関する案内を行うにあたっては、当該事項が記載された書面を居室に備え付けること。

## (4) 宿泊者情報の確認（法第8条関係）

住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、次の基準を遵守しなければならない。

- 原則対面により宿泊者情報を確認すること。
- 対面によらない場合は、対面と同等の手段として、届出住宅に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等、ICTを活用した方法により行うこと。
- 宿泊契約が7日以上の場合は、定期的な面会等により滞在者の所在を確認すること。

## (5) 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明（法第9条関係）

- 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、宿泊者に対し、次の事項について説明すること。
  - ・騒音の防止のために配慮すべき事項  
大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと
  - ・ゴミの処理に関し配慮すべき事項  
当該市町村における廃棄物の分別方法等に沿って、事業者が指定した方法（届出住宅内の適切な場所にゴミを捨てること等を含む）により捨てるべきであること
  - ・火災の防止のために配慮すべき事項

ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法及びその際の注意事項、初期消火のための消火器の使用方法、避難経路、通報措置

#### (6) 苦情等への対応（法第 10 条関係）

- 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、宿泊者に対して注意等を行っても改善がなされないような場合には、退室を求める等、必要な対応を講じること。

#### (7) その他事業者が実施することが望ましい事項

住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、(1) から (6) までのほか、次の事項について実施することが望ましい。

- 共同住宅の場合にあっては、共用エントランスや集合ポスト、その他の公衆の認識しやすい場所に簡素な標識を掲示すること。
- 届出住宅の近隣住民に対し、あらかじめ、当該住宅が住宅宿泊事業を行う施設であることについて説明すること。
- 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること。
- 火災保険や第三者に対する賠償責任保険等に加入すること。
- 苦情への対応については、必要に応じてすみやかに現地へ赴くこととし、苦情があつてから現地へ赴くまでの時間は、30 分以内を目安とする。ただし、交通手段の状況等により現地へ赴くまでに時間を要することが想定される場合は、60 分以内を目安とする。

### 4 岐阜県住宅宿泊事業審議会（仮称）の設置

住宅宿泊事業法及び本条例の適切な運用に関し、調査審議・意見具申等を行うため、岐阜県住宅宿泊事業審議会（仮称）を設置します。

- [主な所掌事務]
- ・住宅宿泊事業法第 18 条に基づく期間制限条項の制定についての調査審議
  - ・事業の適正運営確保に関する意見具申
  - ・観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応するための取組についての意見具申

- [市町村の意見聴取]
- ・上記所掌事務の遂行にあたって、必要に応じて市町村から意見聴取を行う。

### 5 その他

住宅宿泊事業を行う旨の届出がなされた住宅は、その届出番号及び所在地を、県のホームページ等で公表します。